

高齢者世帯等への住宅用火災警報器取り付け支援実施要領

匝瑳市横芝光町危険物安全協会

当協会では、安全で快適な生活環境の実現を目指し、社会公共の福祉の増進に寄与することを目的に、住宅用火災警報器の設置促進に伴う事業を匝瑳市横芝光町消防組合と一体となり展開しています。

総務省消防庁の調べでは、住宅火災による死者は、その7割以上が65歳以上の高齢者になっています。

このような住宅火災における、高齢者を中心とした死者の発生を防止するためには、火災を未然に防止し、早期に発見することのできる住宅用火災警報器の設置が非常に効果的であると考えます。

しかしながら、高齢者等で住宅用火災警報器未設置の場合、「設置義務は知っているが取り付け方がわからない」または「取り付けることができない」という方が見受けられることから、このような高齢者等を対象に、シルバー人材センターに委託、派遣して取り付けを行うものです。

取り付け費用は一切かかりませんが、シルバー人材センターは取り付け作業のみを行いますので、住宅用火災警報器は事前に自費で購入をお願いします。

1 目的

本事業は、法令により設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置（取り付け）が困難な65歳以上の高齢者等に対して、取り付け作業を支援することで、住宅用火災警報器の設置促進及び住宅防火対策の強化を図ることを目的としています。

2 取り付け実施日時

土・日・祝祭日及び年末年始を除く平日の午前9時から午後4時まで（随時）

※取り付けに際しては、建物所有者等の同意を得てください。

3 対象者

市（町）内の住宅で、65歳以上の高齢者のみの世帯等。

※65歳に満たない場合でも、身体に障害等があり取り付けが困難な方も対象とします。

4 対象とする住宅用火災警報器

取り付けする住宅用火災警報器は電池式のもの（煙式・熱式）とし、電気工事を要する機器については対象外とします。

※取り付けする住宅用火災警報器は事前に自費で購入をお願いします。

5 取り付け者（委託）

（匝瑳市内）公益社団法人 匝瑳市シルバー人材センター（電話 70-2030）

（横芝光町内）公益社団法人 横芝光町シルバー人材センター（電話 80-3311）

※お伺いするシルバー人材センターの担当者は、会員証（身分証明書）を携行しておりますので、不審に思われたら、会員証の提示を求めると、シルバー人材センターまでご連絡ください。

6 実施内容

住宅用火災警報器の取り付け作業（法令に基づき、天井又は壁に取り付け）。

※購入に係る手続き及び販売は実施しません。

7 申込期間

随時

協会事務局（予防課内）での申込受付は、土・日・祝日及び年末年始を除く午前9時から午後5時まで。

8 申込書等配布先

「高齢者世帯等への住宅用火災警報器の取り付け申込書兼承諾書」【別紙】は、危険物安全協会事務局（予防課内）にて配布しています。また、匝瑳市横芝光町消防組合のホームページ（<http://www.sosa119.jp/>）のお知らせ欄からもダウンロードできます。

9 申し込み方法

本事業を利用する場合は、「高齢者世帯等への住宅用火災警報器の取り付け申込書兼承諾書」【別紙】に必要事項を記入し、協会事務局（匝瑳市横芝光町消防組合予防課内）へ提出して下さい。FAXまたは、郵送による申し込みも可能です。

10 取り付け日の連絡

申し込み後、協会事務局から申し込み内容の確認をいたします。その後、シルバー人材センターの担当者から取り付け実施日についての連絡をします。できる限り希望日に実施するよう調整しますが、希望日以外となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

★注意事項★

※費用は一切かかりませんが、本事業に便乗した悪質な訪問販売等にはご注意ください。

【申し込み・お問合せ】

〒 289-2146

匝瑳市横芝光町危険物安全協会事務局
(予防課内)

TEL 0479-72-1916

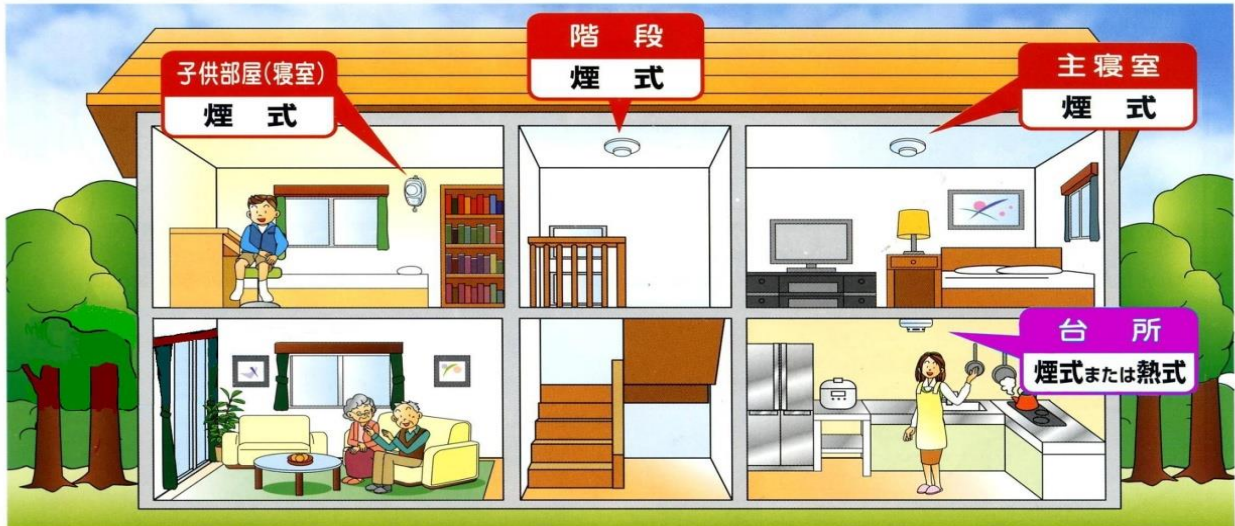
FAX 0479-73-6339

取り付け場所と位置について

設置する場所

**子供部屋や高齢者の居室など、
就寝に使われている部屋には取付けましょう。**

- 寝室・階段への取付けは義務付けられています。 ※平成20年6月1日からは既存住宅にも適用されます。
- 台所への取付けもおすすめします。 ※一番出火危険の大きい台所には、是非設置したいものです。



匝瑳市横芝光町消防組合消防本部

※住宅用火災警報器を設置する場所は、一般的に寝室・階段ですが、それ以外にも1つの階に7㎡（およそ四畳半）以上の居室が5以上ある階は廊下等に設置することが必要です。（台所は任意設置）



〈天井の場合〉

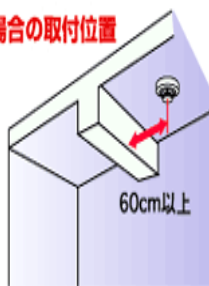
▼通常の壁面からの取付け位置

火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。



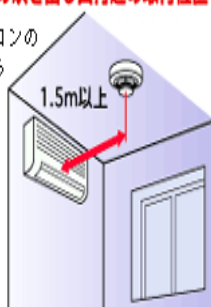
▼梁などがある場合の取付け位置

火災警報器の中心を梁から60cm以上離します。



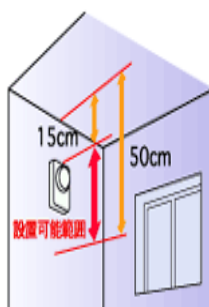
▼エアコンなどの吹き出し口付近の取付け位置

換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。



〈壁面の場合〉

天井から15~50cm以内に火災警報器の中心がくるように取付けます。



【天井の場合】

▼壁面からの取り付け位置

火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。

▼はりなどがある場合の取り付け位置

火災警報器の中心をはりから60cm以上離します。

▼エアコンなどの吹き出し口付近の取り付け位置

換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。

【壁面の場合】

天井から15~50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。

高齢者世帯等への住宅用火災警報器の取り付け申込書兼承諾書

平成 年 月 日

匝瑳市横芝光町危険物安全協会長

申込者 住 所 _____
 氏 名 _____
 電 話 _____
 年 齢 _____ 歳

下記の事項に承諾のうえ、住宅用火災警報器の取り付けを申し込みます。

取り付け場所 (住所等)	_____
取り付け希望日	希望の日付（土・日・祝日及び年末年始を除く）を記載し、午前か午後を○で囲ってください。 第1希望 平成 年 月 日 午前・午後 第2希望 平成 年 月 日 午前・午後 第3希望 平成 年 月 日 午前・午後
住宅の種別	持家か借家かを○で囲って、何階建てか（共同住宅の場合は何号室かも）記載してください。 <u>持家</u> ・ <u>借家</u> （取り付けの件は、建物所有者等に同意を得て下さい） 建物階層 _____ 階建て・ _____ 号室
取り付け個数	_____ 個

★注意事項★

- 1 お伺いするシルバー人材センターの担当者は、会員証（身分証明書）を携行しております。
- 2 取り付けが必要な場所以外の部屋等に入ることはありません。
- 3 消防職員やシルバー人材センターでは住宅用火災警報器の販売はしませんので、事前に自費で購入をお願いします。
- 4 前日又は当日にお伺いするシルバー人材センターの担当者から確認の電話をします。

受 付	経 過
	取り付け日予定日 平成 年 月 日 午前・午後 取り付け完了日 平成 年 月 日
	取り付け者 作業終了確認 (印又はサイン)
	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 30px;"></div>

※太枠部分に記載のうえ、協会事務局（匝瑳市横芝光町消防組合予防課内）へ提出